

# ～やえがさたより～

令和6年4月号

## ◆新年度のご挨拶

引き続き、東部農業事務所家畜保健衛生課長を務める小淵です。

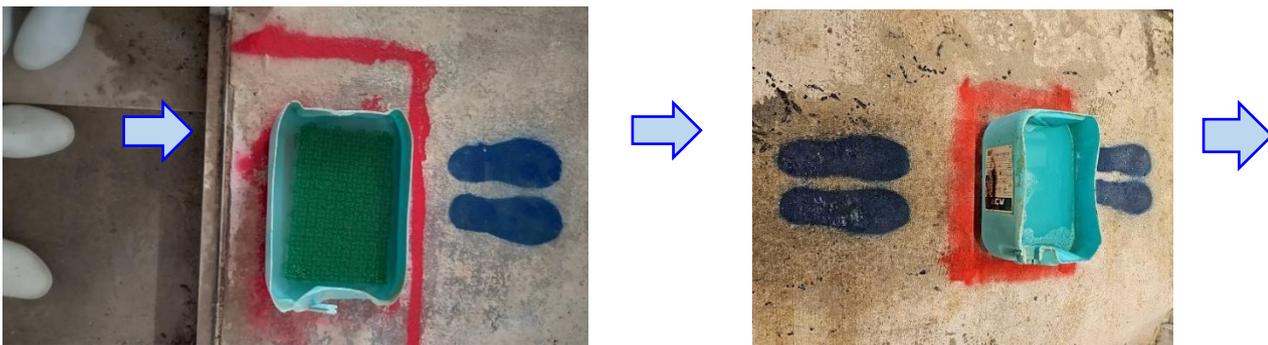
日頃から家畜保健衛生並びに畜産振興に係る事業の推進にご理解とご協力を賜り厚く感謝申し上げます。

この度の定期人事異動では転出者5名、転入者3名の異動がありました。新体制のもと業務を遂行して参りますので、よろしくお願いいたします。

令和6年元旦に、県内4例目になる鳥インフルエンザが高山村の大規模養鶏場で発生しました。豚熱も農場へのウイルス侵入リスクは非常に高い状況のため、飼養衛生管理の徹底を引き続きお願いいたします。

また、牛のサルモネラ症が全国的に年間を通して発生しており、注意が必要です。令和5年は、全国で217戸639頭の発生が確認されました。北海道が最も多く183戸560頭の発生ですが、県内でも1例発生し、対策に長期間を要しました。発症牛の糞便には大量のサルモネラが含まれており、重大な感染源になります。発熱、下痢や血便、流産などが見られたら、隔離し獣医師に連絡して下さい。

東部管内農場の衛生管理の取り組みをご紹介します。畜舎に病気を持ち込まないように、人の動線を見てわかるようにしています。

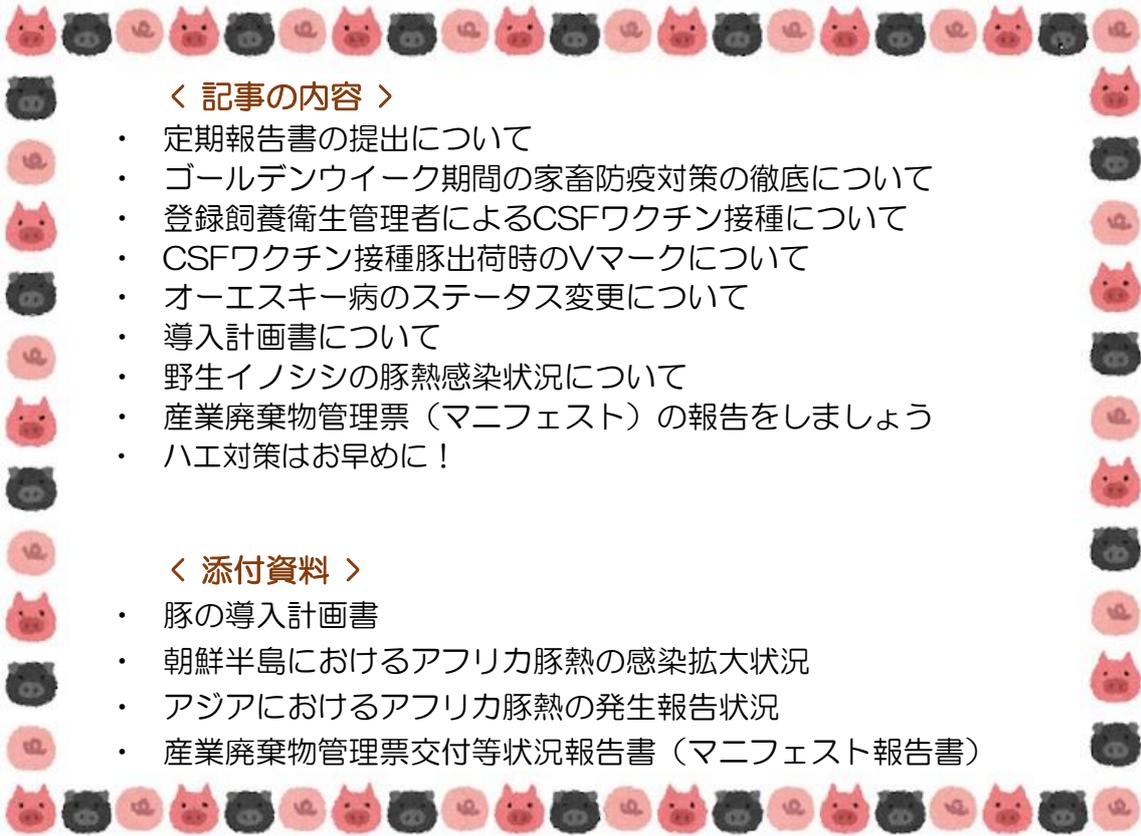


入口消毒槽の設置場所と動線を指定することで、逆戻りをしないようにします。参考にしてください。

## ◆職員の人事異動について

人事異動により、職員の転出・転入がありました。今年度は以下の職員体制になります。今後ともよろしくお願いいたします。

		令和6年度職員（前職場）	
課長			
次長			
環境衛生係	係長		
防疫係	係長		



### ＜ 記事の内容 ＞

- ・ 定期報告書の提出について
- ・ ゴールデンウィーク期間の家畜防疫対策の徹底について
- ・ 登録飼養衛生管理者によるCSFワクチン接種について
- ・ CSFワクチン接種豚出荷時のVマークについて
- ・ オーエスキー病のステータス変更について
- ・ 導入計画書について
- ・ 野生イノシシの豚熱感染状況について
- ・ 産業廃棄物管理票（マニフェスト）の報告をしましょう
- ・ ハエ対策はお早めに！

### ＜ 添付資料 ＞

- ・ 豚の導入計画書
- ・ 朝鮮半島におけるアフリカ豚熱の感染拡大状況
- ・ アジアにおけるアフリカ豚熱の発生報告状況
- ・ 産業廃棄物管理票交付等状況報告書（マニフェスト報告書）

## ◆定期報告書等の提出について

令和6年の定期報告書について、ご提出頂きありがとうございました。  
まだ提出していない方は、早急に提出をお願いいたします。

（令和6年1月29日付けで報告様式等の書類をお送りしております）

- ※ すでに提出済みでも、畜舎等の増改築や増頭等を行った場合は、再度提出が必要です。
- ※ 未報告の場合や飼養衛生管理基準が遵守されていないと判断された場合は、農場で伝染病が発生したときに国から支給される手当金が、減額または不支給となるおそれがあります。



## ◆ゴールデンウィーク期間の家畜防疫対策の徹底について

ゴールデンウィークを迎え、国内や諸外国との間で人の動きが活発化することが予想されます。豚熱については、北海道と九州を除く日本国内の野生いのししで、広く感染が確認されています。また、アフリカ豚熱や口蹄疫は、中国・韓国などの近隣国を含むアジア地域で広く感染が確認されています。特に日本と往来の多い韓国釜山広域市では、昨年12月以降、野生いのししでアフリカ豚熱の感染が続いています。人や物、野生動物によって農場内に病原体を侵入させないように、飼養衛生管理基準遵守の徹底をお願いします。

〈農場への病原体の侵入防止、異状の早期発見〉

- 1 疾病が発生している国への不要不急の渡航は避ける
- 2 外国人従業員が従事する農場では、海外からの物品が農場内に持ちこまれることがないように指導を徹底する
- 3 観光客を含め、関係者以外が衛生管理区域に立ち入らないように看板などで掲示する
- 4 農場内・周囲に野生動物が隠れる場所を作らない、畜舎の隙間や破損はすぐに修繕する
- 5 家畜の健康観察を毎日行い、異状のある時は家畜保健衛生所に連絡する

## ◆登録飼養衛生管理者によるCSF ワクチン接種について

群馬県では令和5年4月から、登録飼養衛生管理者によるCSF ワクチン接種制度の運営が始まりました。この制度は獣医師が行うワクチン接種に加え、登録飼養衛生管理者がワクチン接種を行うことで、子豚へのワクチンを、より適期に接種できるようにする制度です。登録飼養衛生管理者がCSF ワクチンを接種するには、まず農場が認定農場となる必要があり、飼養衛生管理基準の遵守が条件となります。農場の認定申請書は群馬県のホームページにもありますので、ご希望のある農場は東部家保までご連絡ください。

## ◆CSF ワクチン接種豚出荷時のVマークについて

これまではCSF ワクチンを接種した豚をと畜場や他農場へ移動する際には全頭に「V」の標識が義務付けられていました。この度、防疫指針が一部変更され、非接種地域（北海道）のと畜場へ出荷する時以外は標識の必要がなくなりました。



Vの標識は  
非接種地域（北海道）の  
と畜場へ出荷する時のみ必要

## ◆オーエスキー病のステータス変更について

令和6年3月31日をもって、オーエスキー病のステータスが変更されました。東部管内でのステータス変更地域は以下のとおりです。群馬県内では既にオーエスキー病の清浄性は確認されていましたが、今回の変更で県内全ての地域がステータスIV（清浄段階）となりました。今後も清浄性確認のための検査にご協力をお願いします。

〈ステータス区分〉

区分	ステータス	ワクチン接種
清浄地域	Ⅲ前期（清浄化監視段階）	接種（繁殖豚）
	Ⅲ後期（清浄化監視段階）	接種中止
	Ⅳ（清浄段階）	接種中止

〈東部管内ステータス R6.3.31 より〉

市町村	地域名	ステータス	市町村	地域名	ステータス
桐生市	桐生市新里1地域	Ⅳ	みどり市	みどり市笠懸2地域	Ⅳ
	桐生市新里2地域	Ⅳ	板倉町	板倉町	Ⅳ
	桐生市黒保根	Ⅳ	明和町	明和町1地域	Ⅳ
太田市	太田市新田1地域	Ⅳ	明和町	明和町2地域	Ⅳ
	太田市新田2地域	Ⅳ		邑楽町	邑楽町
		太田市藪塚地域	Ⅳ		

## ◆導入計画書について

群馬県オースキー病防疫対策要領にもとづき、県外から農場に豚を導入する際には導入計画書の提出が必要です。また、豚熱についても導入元の情報は重要になりますので、ワクチン接種歴について導入計画書の様式内に追加しました。お手数ではありますが、豚を導入する、導入した際には東部家保まで提出をお願いします。

## ◆野生いのししの豚熱感染状況について

令和5年度の豚熱 PCR 陽性いのししは、東部管内では7月に太田市で1頭、2月に桐生市で4頭、3月に桐生市で2頭確認されました。令和5年度に県内では陽性いのししが120頭確認され、そのうち118頭は10月以降に集中しています。その他、高崎市、前橋市、渋川市、長野原町、片品村など、陽性いのししが捕獲されている場所は広域にわたっています。農場の近隣までウイルスが存在していることを前提に、農場内・豚舎内にウイルスが侵入しないよう、**飼養衛生管理基準の遵守を徹底してください。**

令和5年度 野生いのしし豚熱 PCR 検査結果（東部管内）

市町村名	検査頭数	陽性頭数	最終確認年月
桐生市	194	6	令和6年3月
太田市	29	1	令和5年7月
みどり市	48	0	令和5年2月
合計	271	7	



## ◆産業廃棄物管理票（マニフェスト）の報告をしましょう！

死亡した牛の処理を業者に依頼した時に渡した産業廃棄物管理票（マニフェスト）は、「産業廃棄物管理票交付等状況報告書」により毎年6月末までに東部環境事務所あて提出してください。令和6年6月30日までに提出するのは、令和5年度分の実績です。

【提出先】 東部環境事務所 廃棄物係  
〒373-0033 太田市西本町 60-27  
電話：0276-31-2517 FAX：0276-31-7410

※ 提出先は家畜保健衛生所ではありません。ご注意ください。  
別紙の記入例を参考に作成してください。提出方法は郵送または持参です。

## ◆ハエ対策はお早めに！

ハエは

- ◎ 家畜のストレスとなって生産性を低下させます。
- ◎ 病原体を運び衛生環境を悪化させます。
- ◎ 近隣住民に不快感を与え、苦情の原因となります。

### 1. 早めの対策が有効です！

ハエの発生は6～7月がピークです。

春先のうちに除ふんや清掃で越冬している卵や幼虫などを排除し、数を減らしておきましょう。

### 2. 発生源をなくすことが有効です！！

ハエの発生源は、水気とウジの食べ物があるところでは

家畜のふん尿、飼槽の食べ残しなどは、とても良いすみかです。

できるだけこまめに（ウジが成虫になる前に）除ふんや清掃を行いましょう。

### 3. 基本のウジ対策は徹底的にやりましょう！！！！

除ふん後は堆肥舎やコンポで素早く堆肥化しましょう。発酵熱によりウジは死んでしまいます。どうしても掃除できない場所はウジに効く殺虫剤を散布すると成虫にならないで死んでいきます。また、消石灰散布も効果があります。

### 4. 成虫対策は効果的ではありません。

飛び回るハエに殺虫剤を吹きかければ一時的に量は減りますが、薬剤に対する抵抗を作りやすく、効果的ではありません。

成虫への対策は、発生源とウジへ対策をした上で行うようにしましょう。

**「こまめな清掃」・「適切な堆肥処理」・「畜舎環境を清潔に保つこと」**

が大切です。



### 《疾病等の発生に伴う休日等の対応について》

休日等であっても家畜の異常が認められた場合は、家畜保健衛生課までご連絡をお願いします。

東部農業事務所家畜保健衛生課（東部家畜保健衛生所）

〒373-0805 群馬県太田市八重笠町361-3

電話：0276-45-2041、FAX：0276-45-9994

※ 畜産業を廃業された方に送付された場合は、家畜保健衛生課までご連絡ください。

## 豚の導入計画書

令和 年 月 日

東部家畜保健衛生所長 様

申請者 住所

氏名

電話番号

下記のとおり豚の導入を予定しているので、承知願います。

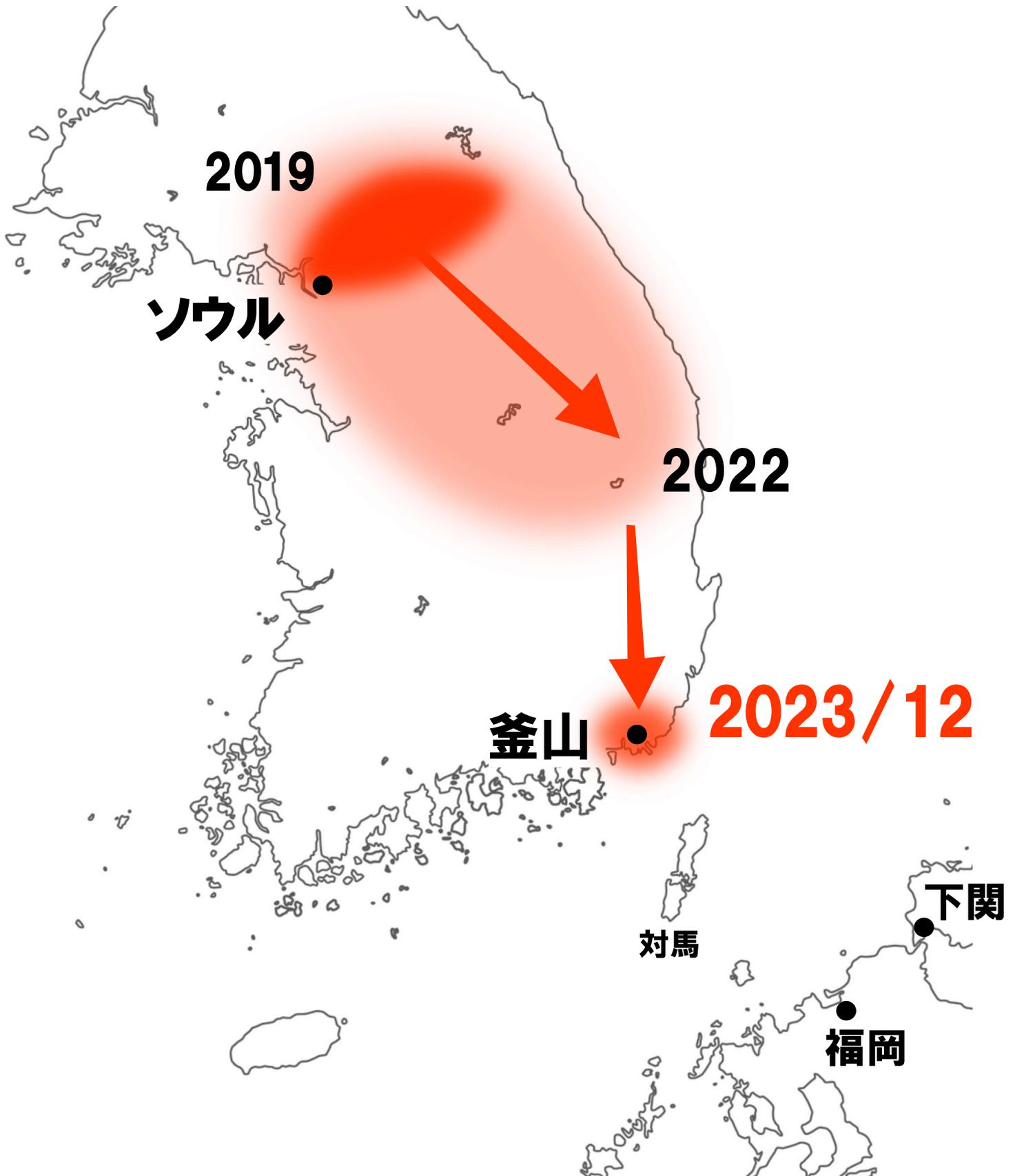
## 記

1. 導入予定年月日	令和 年 月 日
2. 導入頭数	
繁殖(候補)豚 雄	頭
繁殖(候補)豚 雌	頭
肥育用素豚	頭
3. 導入元農場	
農場名	
住所	
連絡先	
4. 導入豚のオーエスキー病抗体陰性証明書添付の有無	あり なし
5. 導入豚CSFワクチン接種の有無	あり なし (約 日齢時接種)

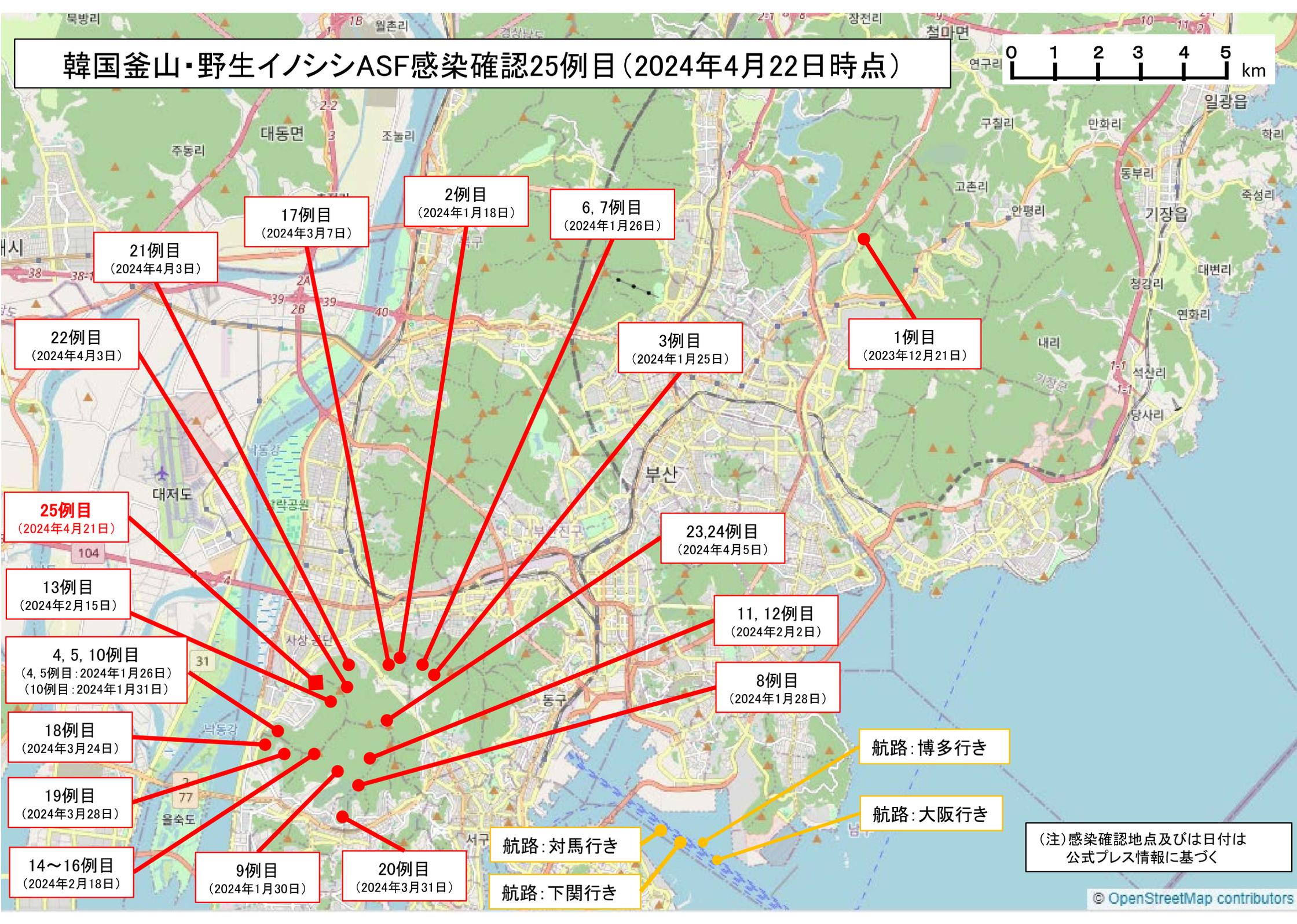
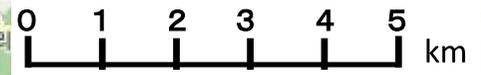
&lt;提出先・問い合わせ先&gt;

東部家畜保健衛生所 TEL:0276-45-2041、FAX:0276-45-9994

# 朝鮮半島における アフリカ豚熱の感染拡大



# 韓国釜山・野生イノシシASF感染確認25例目(2024年4月22日時点)



21例目  
(2024年4月3日)

17例目  
(2024年3月7日)

2例目  
(2024年1月18日)

6, 7例目  
(2024年1月26日)

22例目  
(2024年4月3日)

3例目  
(2024年1月25日)

1例目  
(2023年12月21日)

25例目  
(2024年4月21日)

23, 24例目  
(2024年4月5日)

13例目  
(2024年2月15日)

11, 12例目  
(2024年2月2日)

4, 5, 10例目  
(4, 5例目: 2024年1月26日)  
(10例目: 2024年1月31日)

8例目  
(2024年1月28日)

18例目  
(2024年3月24日)

航路: 博多行き

19例目  
(2024年3月28日)

航路: 大阪行き

14~16例目  
(2024年2月18日)

9例目  
(2024年1月30日)

20例目  
(2024年3月31日)

航路: 対馬行き

航路: 下関行き

(注) 感染確認地点及びは日付は公式プレス情報に基づく

# アジアにおけるアフリカ豚熱の発生報告状況

2023年12月21日時点

■：2018年8月以降発生があった国、地域

**ブータン**  
初発生：2021年5月6日  
豚飼養頭数：約2万2954頭

**ネパール**  
初発生：2022年3月19日  
豚飼養頭数：約158万8838頭

**インド**  
初発生：2020年1月26日  
豚飼養頭数：約882万8127頭

**バングラデシュ**  
初発生：2023年11月13日

**ラオス**  
初発生：2019年6月2日  
豚飼養頭数：約446万8192頭

**タイ**  
初発生：2021年11月25日  
豚飼養頭数：約774万3876頭

**カンボジア**  
初発生：2019年3月22日  
豚飼養頭数：約207万3815頭

**マレーシア**  
初発生：2021年2月8日  
豚飼養頭数：約185万7839頭

**シンガポール**  
初発生：2023年2月5日

**ミャンマー**  
初発生：2019年8月1日  
豚飼養頭数：約687万頭

**モンゴル**  
初発生：2019年1月9日  
豚飼養頭数：約3万577頭

**北朝鮮**  
初発生：2019年5月23日  
豚飼養頭数：約226万2965頭

**韓国**  
初発生：2019年9月16日  
豚飼養頭数：約1121万6566頭

**中国**  
初発生：2018年8月3日  
豚飼養頭数：約4億4922万頭

**香港**  
初発生：2019年5月2日  
豚飼養頭数：約11万1493頭

**フィリピン**  
初発生：2019年7月25日  
豚飼養頭数：約994万3119頭

**ベトナム**  
初発生：2019年2月1日  
豚飼養頭数：約2355万3400頭

**インドネシア**  
初発生：2019年9月4日  
豚飼養頭数：約801万1776頭

**東ティモール**  
初発生：2019年9月9日  
豚飼養頭数：約24万6629頭

出典：WOAH-WAHIS(Animal disease eventsおよびQuantitative data)、各国当局HP等  
発生日：WOAH報告による発生が確認された日  
飼養頭数：FAO統計(2021)参照

# 記入例（豚）

## 産業廃棄物管理票交付等状況報告書（令和5年度分）

群馬県知事 へ

令和 6 年 ○ 月 ○ 日

報告者

住所 群馬県太田市八重笠〇〇〇-〇  
 氏名 (有) 東部畜産 代表取締役 群馬 太郎  
 (法人にあっては名称及び代表者の氏名)  
 電話番号 0276-45-〇〇〇〇

・依頼した家畜の重さをトン(t)に換算して記入(概ねで結構です)。  
 ・換算は下記の表を参考にしてください。

・令和4年度に書いたマニフェストの枚数を記入。

業種は 農業 と記入します。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の3第7項の規定に基づき、令和5年度分の産業廃棄物管理票に関する報告書を提出します。

事業場の名称		(有) 東部畜産				業 種	農業		
事業場の所在地		群馬県太田市八重笠〇〇〇-〇				事業場の電話番号	0276-45-〇〇〇〇		
番号	産業廃棄物の種類	排出量(t)	管理票の交付枚数	運搬受託者の許可番号	運搬受託者の氏名又は名称	運搬先の住所	処分受託者の許可番号	処分受託者の氏名又は名称	処分場所の住所
1	動物の死体	5	30	0100001〇〇〇〇	坂東太郎	群馬県前橋市荒口町150-1	11420112028	(株)群馬化成産業	空欄
2									
3									

産業廃棄物の種類の欄は動物の死体となります。

・運搬を依頼している業者名と許可番号を記載します(下記参照)。  
 ・もし、2つの業者に依頼している場合は業者毎に記載してください。

群馬県の家畜の死体は、群馬化成に運んでいるのでこのように記入します。

処分場所の住所は運搬先と同じなので空欄でかまいません。

○主たる運搬事業者（群馬県HPより）

許可番号	処理業者の氏名	備考
01000148293	都築松寿	ゲンテック商事
01000108046	新井香代子	新和油脂
01000154091	荻野和男	
01000079703	(株)ルックライン	
01000163486	(株)ARI	新井初江

○牛、豚の体重早見表（単位：kg）

月齢	和牛	乳牛	日齢	肥育豚
1	50	60	40	10
4	120	120	60	20
8	210	210	90	40
12	350	300	120	65
16	370	370	150	90
20	390	440	180	110
24	420	490		
30	450	560		

・農場毎に作成してください。  
 ・提出先は、東部環境事務所 廃棄物係 まで  
 住所:太田市西本町60-27 電話:0276-31-2517  
 ・提出方法はコロナウイルス感染拡大防止のため、郵送での提出に御協力ください。

# 産業廃棄物管理票交付等状況報告書（令和5年度分）

令和 6 年 月 日

群馬県知事 様

報告者

住所

氏名

（法人にあつては名称及び代表者の氏名）

電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の3第7項の規定に基づき、令和5年度分の産業廃棄物管理票に関する報告書を提出します。

事業場の名称								業 種			
事業場の所在地								事業場の電話番号			
番号	産業廃棄物の種類	排出量(t)	管理票の交付枚数	運搬受託者の許可番号	運搬受託者の氏名又は名称	運搬先の住所	処分受託者の許可番号	処分受託者の氏名又は名称	処分場所の住所		
1											
2											
3											
4											
5											
6											

2 同一の都道府県（政令市）の区域内に、設置が短期間であり、又は所在地が一定しない事業場が2以上ある場合には、これらの事業場を1事業場としてまとめた上で提出すること。

3 産業廃棄物の種類及び委託先ごとに記入すること。

4 業種には日本標準産業分類の中分類を記入すること。

5 運搬又は処分を委託した産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、「産業廃棄物の種類」の欄にその旨を記載するとともに、各事項について石綿含有産業廃棄物に係るものを明らかにすること。

6 処分場所の住所は、運搬先の住所と同じである場合には記入する必要はないこと。

7 区間を区切って運搬を委託した場合又は受託者が再委託を行った場合には、区間ごとの運搬受託者又は再受託者についてすべて記入すること。

産業廃棄物管理票交付等状況報告書（令和5年度分）（続紙）

番号	産業廃棄物の種類	排出量(t)	管理票の 交付枚数	運搬受託者 の許可番号	運搬受託者の 氏名又は名称	運搬先の住所	処分受託者 の許可番号	処分受託者の 氏名又は名称	処分場所の住所
7									
8									
9									
10									
11									
12									
13									
14									
15									
16									
17									
18									
19									
20									